

設計業務等の外注費積算基準

昭和63年2月制定

国土交通省航空局

設計業務等の外注費積算基準  
改正等加除整理一覧表

決裁番号	追録 番号	決裁年月日	適用年月日	整理年月日	整理 者名	備 考
空無第26号		昭63. 2. 2	昭63. 4. 1			制 定
空無第94号	1	平元. 3. 28	平元. 4. 1			改 正
空無第151号	2	平 5. 7. 6	平 5. 8. 1			改 正
空無第27号	3	平 7. 2. 13	平 7. 4. 1			改 正
国空無第34号	4	平13. 2. 19	平13. 4. 1			改 正
国空無第509号	5	平14. 3. 15	平14. 5. 1			改 正
国空技第179号	6	平18. 3. 15	平18. 4. 1			改 正
国空技第464号	7	平19. 3. 23	平19. 3. 23			改 正
国空技第 7号	8	平24. 4. 2	平24. 4. 2			改 正
国空技第491号	9	平28. 3. 7	平28. 4. 1			改 正
国空管技第166号	1 0	令元. 7. 24	令元. 9. 1			改 正
国空管技第946号	1 1	令5. 3. 29	令5. 4. 1			改 正

## 設計業務等の外注費積算基準

## 目 次

1. 総 則 .....	1
2. 業務委託料 .....	1
2-1 業務委託料 .....	1
2-2 積算内訳書の様式 .....	2
2-3 業務委託料構成費目の内容 .....	3
3. 業務委託料の積算 .....	4
3-1 業務委託料の積算方式 .....	4
3-2 各構成要素の算定 .....	4
4. 設計変更の積算 .....	6
5. 直接人件費の算出方法 .....	7
附 則 .....	8



1. 総 則

1-1 適用範囲

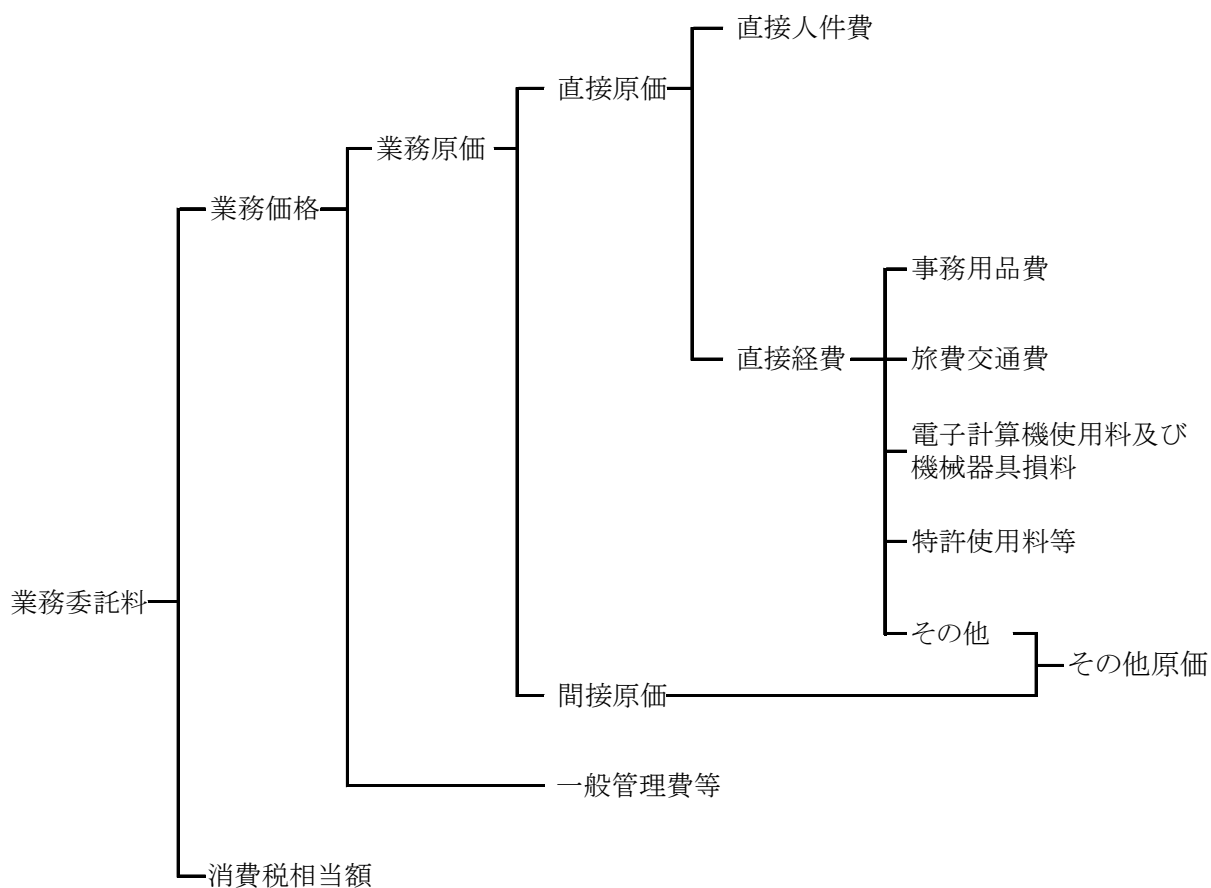
この基準は、調査、基本設計及び無線工事の設計業務等の積算に際し、当局の基本計画に基づき当局の指示する方針に従って行う、調査、基本設計及び実施設計を外注する場合の業務委託料の算定に用いる。

ただし、この基準によることが不相当と認められる場合は、これによらないことができる。

2. 業務委託料

2-1 業務委託料の構成

業務委託料



## 設計基準

### 2-2 積算内訳書の様式

積算内訳書の様式は、原則として次のとおりとする。

#### 1) 表紙

<h1 style="margin: 0;">積 算 内 訳 書</h1>  <p style="margin: 0;">件 名   ○○空港○○装置更新工事実施設計</p> <p style="margin: 0;">令和○年○月</p> <p style="margin: 0;">国土交通省   ○○航空局 保安部 管制技術課 (○○管制部   又は○○空港事務所 等)</p> <table border="1" style="margin: 20px auto; width: 60%;"><thead><tr><th style="width: 50%;">審査者</th><th style="width: 50%;">担当者</th></tr></thead><tbody><tr><td style="height: 40px;"></td><td></td></tr></tbody></table>		審査者	担当者		
審査者	担当者				

#### 2) 総括表

総 括 表					
区 分	直接人件費	直 接 経 費	その他原価	一般管理費等	合 計

#### 3) 積算内訳

積算内訳 業務区分： [実施設計]							1頁
名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	

(R5. 04)

## 2-3 業務委託料構成費目の内容

## 2-3-1 直接原価

## 1) 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

## 2) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次の①から④までに掲げるものとする。

- ① 事務用品費
- ② 旅費交通費
- ③ 電子計算機使用料及び機械器具損料
- ④ 特許使用料等

これ以外の経費については、その他原価として計上する。

## 2-3-2 その他原価

その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録に要する費用を含む。

## 1) 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

## 2-3-3 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。

一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

## 1) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

## 2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用を含む。

## 設計基準

### 3. 業務委託料の積算

#### 3-1 業務委託料の積算方式

- 1) 建設コンサルタントに委託する場合  
業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\ &\quad + (\text{一般管理費等})\} \times \{1 + (\text{消費税相当額})\} \end{aligned}$$

- 2) 個人（建設コンサルタント以外の個人をいう）に委託する場合  
（諸謝金による場合を除く）

1) と同一の方法により積算するものとする。ただし、その他原価、一般管理費等については算入しないものとする。

#### 3-2 各構成要素の算定

- 1) 直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。

- 2) 直接経費

##### ①事務用品費

事務用品費は、成果物の製本、打合せ資料、電子納品、その他各種申請等に必要な経費であり、運用要領により算定する。

##### ②旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算にあたっては、(1)を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、(2)を適用する。ただし、現地条件等により、(1)、(2)によりがたい場合は、「国家公務員等の旅費に関する法律」及び「国土交通省職員日額旅費支給規程」に準じて積算する。

- (1) 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）

直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

現地調査等の際、直接人件費については業務従事する日数に対してのみ計上し、旅行日は計上しないものとする。

旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）
直接人件費の0.30%	48

(注) 旅費交通費の率は、打合せ（照査報告、点検報告含む）、関係機関協議、現地作業（現地調査、点検等含む）にかかる費用を含む。



(2) 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）

直接人件費に対し、下表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

現地調査等の際、直接人件費については業務従事する日数に対してのみ計上し、旅行日は計上しないものとする。

旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）
直接人件費の2.59%	614

(注) 1. 旅費交通費の率は、打合せ（照査報告、点検報告含む）、関係機関協議、現地作業（現地調査、点検等含む）にかかる費用を含む。

2. 旅費交通費の率は、日当・宿泊料を含む。

③電子計算機使用料及び機械器具損料

実費を計上する。

④特許使用料等

実費を計上する。

3) その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 $\alpha$ は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

なお、係数( $\alpha / (1 - \alpha)$ )の端数はパーセント表示の少数点第3位を四捨五入とする。

## 設計基準

### 4) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 $\beta$ は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

なお、係数( $\beta / (1 - \beta)$ )の端数はパーセント表示の少数点第3位を四捨五入とする。

### 5) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned} \text{消費税相当額} = & \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\ & + (\text{一般管理費等})\} \times (\text{消費税率}) \end{aligned}$$

## 4. 設計変更の積算

業務委託料の変更は、官積算を基にして次式により算出する。

$$\begin{array}{l} \text{業務価格} \\ (\text{落札率を乗じた額}) \end{array} = \frac{\text{請負額}}{\text{当初官積算額}} \times \text{変更官積算業務価格}$$

$$\begin{array}{l} \text{変更業務委託料} \\ \text{業務価格} \\ (\text{落札率を乗じた額}) \end{array} = \text{業務価格} \times (1 + \text{消費税率})$$

- (注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費ともに当初官積算と同一方法により積算する。  
2. 請負額、当初官積算額は消費税等相当額を含んだ額とする。

## 5. 直接人件費の算出方法

- a. 直接人件費は調査、打合せ、図面作成、仕様書作成、内訳書作成、設計計算書作成、数量計算書作成、設計根拠書作成、調整に要する各職階別の人数に単価を乗じて算出する。
- b. 職階及び単価はつぎのとおりとする。（単価は年度当初別途通知する）

職 階 別	単 価 (円/日)
技 師 長	
主 任 技 師	
技 師 (A)	
技 師 (B)	
技 師 (C)	
技 術 員	

- イ) 調査は技師A、技師B、技師C及び技術員が行なうものとし、調査内容により職種及び人数を算定する。
- ロ) 打合せは、主任技師、または技師Aと技師Bが行なうものとし、工事の規模に応じて打合せ回数を2～5回とする。
- ハ) 図面作成は技師A、技師B、技師C及び技術員が行なうものとし、図面の内容に応じて職種及び人数を算定する。なお類似工事の設計書、参考資料を交付した時は、当該図面の作成のための所要人数を低減のうえ算定する。
- ニ) 仕様書作成は技師A又は技師Bが行なうものとし、工事内容により職種及び人数を算定する。
- ホ) 内訳書作成は技師A、技師B、技師C及び技術員が行なうものとし、工事内容により職種及び人数を算定する。
- ヘ) 設計計算書作成、数量計算書作成及び設計根拠書作成は技師A、技師B、技師C及び技術員が行なうものとし、工事内容により職種及び人数を算定する。
- ト) 調整は上記成果品を検討調整するために必要なもので、技師長1名、主任技師1名、技師A1名以内とする。
- チ) 現地調査等の際、直接人件費については業務に従事する日数に対してのみ計上し、旅行日は計上しないものとする。

(H24. 04)

## 設計基準

### 附 則

1. この基準は、昭和63年4月1日以降に設計を契約するものから適用する。
2. 航空無線工事積算基準（昭和53年3月15日付け空無第65号）は廃止する。

### 附 則（平成元年3月28日空無第94号）

1. この基準は、平成元年4月1日以降に設計を契約するものから適用する。  
消費税法（昭和63年法律第108号）の施行に伴う改正。

### 附 則（平成5年7月6日空無第151号）

1. この基準は、平成5年8月1日以降に設計等を契約するものから適用する。

### 附 則（平成7年2月13日空無第 27号）

1. この基準は、平成7年4月1日以降に設計等を契約するものから適用する。

### 附 則（平成13年2月19日国空無第 34号）

1. この基準は、平成13年4月1日以降に設計等を契約するものから適用する。

### 附 則（平成14年3月15日国空無第509号）

1. この基準は、平成14年5月1日以降に設計等を契約するものから適用する。
2. 設計業務等の外注費積算システム運用要領（平成7年2月13日付空無第28号）は廃止する。

### 附 則（平成18年3月15日国空技第179号）

1. この基準は、平成18年4月1日以降に設計等を契約するものから適用する。

### 附 則（平成19年3月23日国空技第464号）

1. この基準は、平成19年4月1日以降に設計等を契約するものから適用する。

### 附 則（平成24年4月2日国空技第7号）

1. この基準は、平成24年4月2日以降に設計等を契約するものから適用する。

### 附 則（平成28年3月7日国空技第491号）

1. この基準は、平成28年4月1日以降に設計等を契約するものから適用する。

### 附 則（令和元年7月24日国空管技第166号）

1. この基準は、令和元年9月1日以降に設計等を契約するものから適用する。

### 附 則（令和5年3月29日国空管技第946号）

1. この基準は、令和5年4月1日以降に設計等を契約するものから適用する。

(R5. 04)